独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)がコンサルタント等と

の業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。 これら案件の選定に当たっては、企画競争(プロポーザル方式)を採用しま プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日か ら配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示 書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に 従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部 (Tel: 03-5226-6612、6613) あてにお願 いします。

注)本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダ ウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は右リンクをご確認下さい。 http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226 01.html

2013年10月2日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 小寺

【1.プロポーザル提出の資格】 以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。 プロポーザル提出の有資格者(共同企業体を編成する場合の構成員を含む)は、平成25・26・27年度全 省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。 資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

関係の詳細にプいては、当機柄ホームペーン・競争参加資格番貨」 (http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html)を参照願います。 会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、 更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。 また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程 (調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の 資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。 ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。 ・資格・財間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。

- ポーザルを受付けます
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続 きを進めます
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1.に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定 します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書(写)及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同(写)を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂いだけで結構です。

生田っ」で四40010に1010に1010には、同笛写を振小原へにけて紀傳です。 また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、 その結果通知書(写)に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2~3 営業日で結果通知させていただいています。 なお、業市書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申 ままの異様ま(写)等を担三節います。

請書の受領書(写)等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ(http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html)をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3.情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コ

本公示により、プロポーリルを提出するコフリルタフト寺においては、その法人、個人、関係名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。 なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただき

ます。 具体的には、 「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づき、下記リンク のとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html) また、下記(1)に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1)公表の対象となる契約相手方(共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。) 次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。 ア・当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長 相当職以上のは、役員のほか、投資等(注)として再続い取りていること。
- 相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること 注)役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や 業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。 イ.当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること (2)公表する情報 契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。 ア.対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 イ.契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高 ウ.契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合 エ.一者応札又は応募である場合はその旨 (3)当機構の役職員経験者の有無の確認日

- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
- 当該契約の締結日とします。
- (4)情報の提供
- 契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号:5 国名:マーシャル 担当:産業開発・公共政策部

案件名:エネルギー自給システム構築プロジェクト

1 契約予定期間:2013年12月上旬~2015年1月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

海外における再生可能エネルギー導入・及びディーゼル発電運用に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス(予定)

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間:2013年10月16日から2013年10月18日17:00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。(冒頭留意事項2.参照)

(2) 業務指示書等ダウンロード期間:2013年10月16日から2013年10月21日23:59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出:2013年11月1日12:00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知 : 11月中旬

(5) 契約交涉 : 11月中旬~12月上旬

5 業務の目的

マーシャル諸島共和国(以下 マーシャル)は、2009年9月に「国家エネルギー政策および行動計画(National Energy Policy and Energy Action Plan)」を作成し、 石油利用の高効率化、 2015年までに都市部で100%、離島で95%の世帯電化(2009年時点、Majuro環礁で93%の世帯電化)、 2020年までにエネルギーの20%を再生可能エネルギーでの供給(2009年時点約6%)、などを目標として掲げている。日本を始め、米国、EU、ADBなどは配電網の整備や、離島部での再生可能エネルギーの導入を進めているが、2011年時点で既存の配電網に接続する如何なる電源(再生可能エネルギー含む)にも法的規制は存在せず、個人とマーシャルエネルギー公社(MEC)の間での契約などによる更なる再生可能エネルギーの普及のための法制度整備が課題となっている。また、約16MWの発電設備容量のほぼ全量を燃料費が高額なディーゼル発電に頼るマーシャルにおいては、電気料金が同年時点で約33UScent/kWhと、日本(2011年約26UScent/kWh)より高く設定しているにもかかわらず、実施機関であるMECは赤字状態が続いている状況であり、石油エネルギーの更なる高効率利用も喫緊の課題となっている。

このような背景の下、マーシャル政府は 再生可能エネルギー導入のための法制度整備支援、 配電網に接続される再生エネルギー導入の許容量評価手法技術開発支援、 離島での太陽光発電・ディーゼルハイブリッド発電設備の計画・設計支援、 最適な運転管理を通した設備のロス最小化を目的に、2011年12月に我が国に対して技術協力が要請され、2012年9月に日本政府により採択された。その後2013年6月9日~15日の日程で詳細計画策定調査を実施、プロジェクトの方針や内容についてマーシャル政府と合意を行った。

- 6 業務の範囲及び内容
- (1)業務対象地域

マーシャル Majuro環礁、Ebeye島、Jaluit環礁、Wojte環礁

(2)業務実施機関

資源開発省(MRD)及びマーシャルエネルギー公社(MEC)

(3)業務内容

<Stage 1>関連資料の収集・分析

- 1) 再生可能エネルギー導入のための法制度整備支援
 - (ア)マーシャルの電力セクターにおける既存の法律・諸制度の調査
 - (イ)日本及び他の大洋州国家における再生可能エネルギーの系統連系に関するガイドライン・諸制度の調査・分析
- 2) 配電網に接続される再生可能エネルギー導入の許容量評価手法技術開発支援
 - (ア)既存のディーゼル発電機と配電網の状態把握
 - (イ) Majuro環礁、Ebeye島、Jaluit環礁、Wojte環礁における再生可能エネルギーの最大許容量調査
- 3)太陽光発電・ディーゼルハイブリッド発電設備の計画・設計支援
 - (ア)小離島独立ディーゼル発電所及びその維持管理状況の把握

- (イ)再生可能エネルギー(特に太陽光及び風力)のポテンシャル情報収集、分析
- 4) 発電所の運用改善によるプラント効率改善支援
 - (ア)電力供給や燃料消費等、発電所の運転実績のレビュー
 - (イ)現在の運転方法・状態の調査
- < Stage 2 > 再生可能エネルギー導入のための法制度の構築及び供給側エネルギー効率改善に係る技術協力
- 1) 再生可能エネルギー導入のための法制度整備支援
 - (ア)分散型電源の系統連系に関する新しい制度及び/或いはガイドラインに含める必要のある項目について マーシャル内関係機関との協議。具体的には以下を想定。

分散型電源の許認可やライセンス取得に必要な制度ないしガイドライン 売電契約の手続きやフィードインタリフの設定

- (イ)上記で合意した項目のC/Pとの協働による作成
- 2)配電網に接続される再生可能エネルギー導入の許容量評価手法技術開発支援
 - (ア)上述の許容量最大化手法の提案(中央制御装置の検討、既存ディーゼル発電機の応答性及び低出力運転 範囲の確認、必要に応じてガバナーの適正化や蓄電設備の導入等が考えられるが、先方の財務状況を鑑 みつつ現実的な内容を選択)
- 3)太陽光発電・ディーゼルハイブリッド発電設備の計画・設計支援
 - (ア) PV・ディーゼルハイブリッド発電設備の最適設計手法の導入
 - (イ)PV・ディーゼルハイブリッド発電設備の設計シミュレーションツールの導入(HOMER, RET-Screen等既存のツールを予定)
 - (ウ) PV・ディーゼルハイブリッド発電設備の計画・設計のケース・スタディ(1サイト以上)
 - (エ)収集したポテンシャルデータを元に、想定しうる最も最適なエネルギーミックスを提案
- 4)発電所の運用改善によるプラント効率改善支援
 - (ア)経済負荷配分によるプラント全体の発電効率最適化
 - (イ)経済負荷配分導入後の燃料消費の調査・分析(予測を含む)

(プロジェクト期間中に可能と判断される場合)プラント全体の発電効率改善のための手法の提案(特に維持管理面)

- 7 成果品等
- (1)インセプション・レポート (2013年12月中旬)
- (2)インテリム・レポート (2014年 6月下旬)
- (3)ドラフト・ファイナルレポート (2014年 9月下旬)
- (4)ファイナル・レポート (2014年12月中旬)
- 8 主要な分野及び評価対象予定者
- (1)総括
 - (評価対象予定者)
- (2)系統解析(再生可能エネルギー導入促進)
- (3)制度設計(再生可能エネルギー導入促進)(評価対象予定者)
- (4)再生可能エネルギー系統接続技術
- (5)ディーゼル発電高効率運用
- 9 特記事項
- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・2013年6月に詳細計画策定調査実施済み

注:本案件概要は予定段階のものですので詳細については変更される場合もあります。